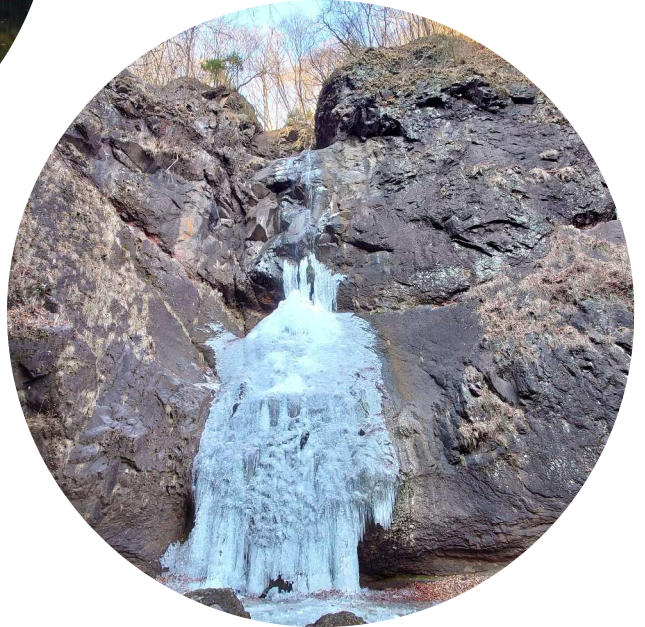
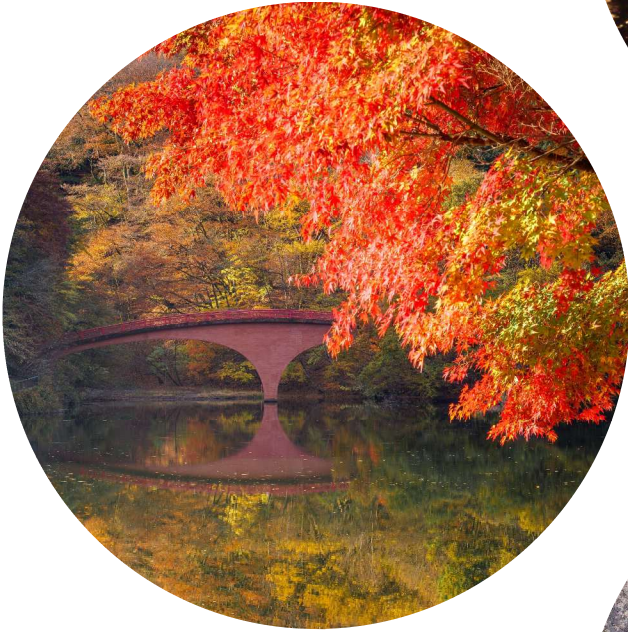






資料編

- 1 安中市環境基本計画2016の進捗状況
- 2 安中市環境基本条例
- 3 諮問・答申
- 4 計画策定の経過
- 5 計画策定の体制
- 6 環境に関するデータ集
- 7 用語の解説










1 安中市環境基本計画 2016 の進捗状況



前計画における協働の目標ごとの重点取組の進捗状況及び課題について、下記の視点で示しています。

重点取組の進捗状況 凡例	
	計画通り取組が進展
	取組を継続的に実施
	関連取組に協力支援
	環境面からの取組が進んでいない

協働の目標1 あんなか市民の環(わ)づくり

重点取組	進捗状況及び課題
環境情報の充実と発信 環境の現状と課題、取組情報 環境活動や環境イベント情報の発信	 環境だより・広報、HP 等で情報発信など継続的に実施
環境教育・環境学習機会の充実 環境講座の開催や環境出前講座の充実 学校での環境教育、体験学習への支援	 出前講座、小学生の社会見学、中学生の職場体験、インターンシップ活動を支援
環境人材の育成と活動支援 環境人材育成セミナーなどの開催 環境人材バンクへの登録と活動支援	 環境アドバイザー、群馬県地球温暖化防止活動推進員の活動支援
環境交流機会の提供と交流促進 環境フェア開催など交流機会の充実 市民や団体の交流の場の提供	 環境講演会、環境イベントの開催、環境ブース設置、青年会議所の市のごみ問題動画づくりへの協力・動画発信
「あんなか市民の環 ^わ 」懇談会(仮)の開催	 「あんなか市民の環 ^わ 」懇談会設置、開催
「あんなか市民の環 ^わ 」懇談会(仮)による協働プロジェクト立案と推進	 R4 年に懇談会が発足 環境施策の提言など今後の活動に期待
「あんなか市民の環 ^わ 」への参加促進 「あんなか市民の環 ^わ 」情報の発信と活動支援	 市は構成団体として参加 市 HP や記者発表にて参加を呼びかけ 今後、活動内容が課題

協働の目標2 里山環境交流のまちづくり

重点取組	進捗状況及び課題
地域の花づくり・花いっぱい運動の推進 地域の花・魅力づくり活動への支援 地域の花いっぱい運動の推進	 花と緑のぐんまづくりへの協力や花づくり・花いっぱい運動を継続実施、温暖化対策と合わせてグリーンカーテン設置を実施
グリーンツーリズムの推進と普及 グリーンツーリズムの普及と支援	 小根山森林公園の PR、秋間梅林農泊推進協議会の活動

多彩な環境交流機会の充実 観光・産業・環境・文化など交流の促進 地域での環境交流への支援	⇒ 今後、関連部局や関係団体との連携・推進が課題
里山や農地の保全・活用の推進 里山の環境保全機能・環境資源の活用 里山や農地の環境保全活動への支援	⇒ 個々の関連施策は進められているが、他分野と連携した総合的取組が進んでいない 緑の吸収源としての機能・価値の創造など、関連計画や行政・市民・事業者が連携した総合的な里山の保全・活用のしくみづくりが課題
里山の保全と活用のしくみづくりの推進	⇒

協働の目標3 環境にやさしい暮らしづくり

重点取組(ごみ減量・資源化)	進捗状況及び課題
ごみの減量・資源化の推進 一般廃棄物処理基本計画の推進 廃棄物の適正な処理・処分の推進	⇒ ごみ減量・資源化の普及、分別方式の変更などの取組が継続実施。R6年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定
3Rの推進・エコスポット普及 集団回収の取組への支援 エコスポットの適正利用の推進と普及	⇒ 市内各地に資源物回収ボックス設置、対象資源物増加。エコスポット事業による回収量は増加傾向、集団回収量の減少
節電等省エネ対策の普及 市民・事業者の省資源・省エネルギー行動に係る情報提供と普及啓発の推進	➡ クールチョイスの普及促進など省エネ行動の普及啓発の実施 気候変動対策に向け、クールシェアスポットの設置と普及
太陽光発電等の普及・支援 太陽光発電や太陽熱利用の促進 住宅用太陽光発電設備など導入支援	➡ 住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金制度を継続実施 大規模太陽光発電施設やソーラーシェアリングの問題等が顕在化、自家消費型の再エネ発電施設の普及
再生可能エネルギー活用を検討 太陽光発電以外の再生可能エネルギー(水力、バイオマスなど)活用を検討	➡ 水道施設へのマイクロ水力発電の設置について検討、住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金に木質ペレットストーブを追加 庁用車へのEV導入を実施、松井田庁舎駐車場に急速充電器を設置
地球温暖化対策の積極的な推進 実行計画(事務事業編)の推進 市域の温室効果ガス排出抑制の促進	➡ R5年4月に地球温暖化対策実行計画を策定、新たな削減目標を設定(2013年度比▲46%) R6年3月にグリーン購入に係る基本方針・ガイドラインをR7年2月に国の新たな地球温暖化対策計画が閣議決定、2050年カーボンニュートラルに向けた2035年、2040年度の目標(▲60%、▲73%)が提示 削減対策の加速化

2 安中市環境基本条例

平成 18 年 3 月 18 日
安中市条例第 137 号

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、全ての者ができる限り環境への負荷を低減する行動をすることにより、積極的に推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることを認識し、全ての者は環境の保全等に配慮した日常生活、事業活動を行わなければならない。

(平 28 条例 7・一部改正)

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びその実施に努めるものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において生ずる公害を防止し、かつ、廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において、環境に配慮した原材料等を利用するように努めなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第 7 条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 身近な自然環境を生かした良好な景観の形成・整備の推進、地域の歴史的文化遺産等の保全を図ること。
- (4) 資源及びエネルギーの消費が抑制され、廃棄物の発生が抑制され、並びに再生資源の利用が促進されることなど、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組を行うこと。
- (5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球環境問題に対する市民等の自発的な学習を啓発し、地球環境の保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安中市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ安中市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第9条 市は、施策の策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境保全上の規制)

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為、その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関する理解を深め、これらの者の自発的な環境への負荷の低減等環境の保全等に関する活動を行う意欲の増進を図るため、環境教育及び環境学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動を促進するための措置)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、環境教育及び環境学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第16条 市は、環境の状況把握、環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第17条 市は、地域の環境の保全等を通じて地球環境保全に貢献することを基本とし、市民及び事業者と協働して地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るため、広域的な取組を必要とされる施策については、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力してその推進に努めるものとする。

(平28条例7・一部改正)

(環境審議会の設置)

第20条 市長の諮問に応じ、環境の保全等に関する基本的事項について調査審議するため、安中市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第21条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 事業者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が、出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第24条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、市民環境部環境政策課において処理する。

(平20条例19・平28条例7・令3条例5・令5条例1・一部改正)

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年3月18日から施行する。

附則(平成20年3月31日条例第19号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月18日条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附則(令和3年3月17日条例第5号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月17日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 諮問・答申

(1) 環境審議会への諮問

諮問第1号

令和7年9月30日

安中市環境審議会

会長 吉澤 敏則 様

安中市長 岩井 均



安中市環境基本計画2026の策定について（諮問）

安中市では、市環境基本条例に基づき「環境基本計画2016」を策定し、まちの将来像を「里山の恵みと歴史を活かし 環境文化を育むまち あんなか」とし、協働社会の形成、自然共生社会の実現、環境型低炭素社会の実現に向けた様々な施策を進めてきました。

令和7年度で現計画が終了となることから、新たに本市の環境政策を推進するため、環境や都市の状況、市民・事業者等の環境意識を踏まえ、将来に継承していく良好な環境づくりの指針となる「安中市環境基本計画2026」の策定が必要となります。

近年では本市においても、豪雨災害・土砂災害の発生をはじめ、熱中症など健康被害、農作物等の生育障害・品質低下などの事象が生じてきているなど、気候危機が現実の問題となっています。また関連して、外来生物の生息拡大、野生鳥獣被害の増大をはじめ、食品ロス問題やプラスチックごみ問題など様々な環境リスクが増大してきており、環境の状況や環境対策のあり方は、経済活動と密接に関連しています。環境リスクを回避・軽減し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、長期的な視点に立って、社会・経済活動の在り方やライフスタイルの変容を図っていくことが増々重要になっています。

本市では、2023（令和5）年6月に、2050年に向けて「ゼロカーボンシティあんなか」を宣言するとともに「あんなか5つのゼロ宣言プラスわん」を表明し、持続可能な地域社会の実現に向けた取組を進め、市民の安全・安心・健康で文化的な生活の確保を目指していくこととしています。

このため、安中市環境基本条例第3条に定める、良好な環境の保全及び創造についての基本理念に則り、環境保全等に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的な推進を図るための「安中市環境基本計画2026」の策定にあたりまして、貴審議会の意見を求めます。

(2) 環境審議会からの答申

答申

答申第1号

令和8年3月12日

安中市長 岩井 均 様

安中市環境審議会
会長 吉澤 敏則

安中市環境基本計画2026の策定について(答申)

令和7年9月30日付け諮問第1号により諮問のありました安中市環境基本計画2026の策定について、当審議会において参加した委員より積極的な発言をいただき慎重な審議を重ねた結果、今後10年をかけて目指す環境指針としておおむね適切かつ適当であると認めます。

なお計画の推進にあたっては、望ましい環境像である「豊かな自然を再興し、脱炭素・資源循環をめざすまち あんなか」の実現に向け、下記に掲げる点に十分配慮されることを要望いたします。

記

1. 計画策定に係るアンケートやパブリックコメントにおいて提出された市民・事業者の意見・提案をもとに、個別の環境対策を進めるだけでなく、安全・安心で、快適に暮らせるまちづくりを協働で進めていくよう努めること。
2. 関連する様々な分野の取組と連携し、地域課題の解決や地域社会の発展に資するよう全庁をあげて取り組むよう努めること。
3. 計画が掲げる「望ましい環境像」の実現に向け、市民・事業者が積極的に環境活動に参加できるよう、「あんなか市民の環」を軸とした幅広い環境交流や環境パートナーシップが発揮できる支援の充実に努めること。
4. 計画に掲げられた指標や事業の進捗状況の年次報告をはじめ、市総合計画実施計画における施策・事業への反映や関連についても提示するよう努めること。

4 計画策定の経過

年月日	実施事項	内容
令和7年 7月～10月	関係各課	計画2016の環境施策の実施状況把握 環境に関する施策内容、指標について
8月14日～ 9月2日	市民・事業者 環境意識調査	調査数[市民:1,800人、事業者:200事業者] 回収数[市民:685票、事業者:69票] 回収率[市民:38.1%、事業者:34.5%]
9月17日	第1回 作業部会	環境基本計画策定スケジュール、 計画策定方針(環境基本計画-骨子案) 環境意識調査・環境現況調査結果の中間報告
9月22日	第1回 策定委員会	環境基本計画策定スケジュール 計画策定方針(環境基本計画-骨子案) 環境意識調査・環境現況調査結果の中間報告
9月30日	第1回 安中市環境審議会	諮問(環境基本計画策定について) 環境基本計画策定スケジュール 計画策定方針(環境基本計画-骨子案) 環境意識調査・環境現況調査結果の中間報告
11月7日	第2回 作業部会	環境基本計画(素案)-施策内容について パブリックコメントについて
11月18日	第2回 策定委員会	環境基本計画(素案)-施策内容について パブリックコメントについて
12月2日	第2回 安中市環境審議会	安中市環境基本計画2026(素案)について パブリックコメントについて
12月22日～ 令和8年 1月22日	安中市環境基本計画2026(素案)のパブリックコメント	
1月27日	第3回 作業部会	パブリックコメントの結果報告 安中市環境基本計画2026(案)について
2月5日	第3回 策定委員会	パブリックコメントの結果報告 安中市環境基本計画2026(案)について
2月19日	第3回 安中市環境審議会	パブリックコメントの結果報告 安中市環境基本計画2026(案)について 環境基本計画(答申案)について
3月12日	安中市環境基本計画2026(案)の答申	
3月19日	安中市環境基本計画2026の公表	

5 計画策定の体制

安中市環境審議会委員

(敬称略、順不同)

役職	氏名	備考
会長	吉澤敏則	群馬県環境アドバイザー
副会長	中島秀夫	安中市環境保健自治団体連合会 会長
委員	掛川洋子	食生活改善推進員協議会 代表
委員	本多真	安中市医師会 会長
委員	左近晃志	安中市小中学校校長会
委員	久保智美	安中市商工会 女性部
委員	高橋正章	安中市松井田商工会 会長
委員	依田忠道	碓氷安中農業協同組合 総務課
委員	萩原豊彦	安中市区長会 会長
委員	朝月和也	安中市青年会議所 理事長 (令和7年1月1日～令和7年12月31日)
委員	杉本智則	安中市青年会議所 理事長 (令和8年1月1日～)
委員	大手一信	安中市商工会 工業部
委員	加藤信男	(株)碓氷清掃サービス
委員	猿谷和美	(有)安中ハイヂーン
委員	廣瀬高幸	(有)松井田総合衛生センター
委員	和泉澤賢治	碓氷安中再生資源事業協同組合
委員	須藤修司	環境カウンセラー
委員	金井弘恵	地球温暖化防止活動推進員
委員	井上美喜江	市民
委員	湯浅克己	群馬県西部環境森林事務所長

6 環境に関するデータ集

(1)住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付件数 (単位:件)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
太陽光発電システム	51	44	39	40	41	33
定置用リチウムイオン蓄電システム			44	38	48	46
太陽熱利用温水器	16	5	0	6	1	6

(2)生ごみ処理機設置補助金交付件数 (単位:件)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地面据置式 (コンポスター等)	16	30	28	23	25	20
電気式	5	6	12	9	7	15
EM 菌発酵式	0	0	0			

(3)使用済み小型家電の回収実績 (単位:kg)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
本庁舎	1,385.7	1,546.3	1,634.7	1,638.8	1,701.8	2,058.6
松井田庁舎	338.8	455.0	526.5	616.8	749.6	843.4
クリーンセンター	47,693.9	69,556.6	75,057.7	71,964.8	69,444.2	73,812.6
文化センター	359.8	348.3	371.7	391.8	372.4	439.6
文化会館	238.5	195.4	184.0	215.2	253.0	257.6
スポーツセンター	133.3	98.4	65.4	142.6	139.0	167.2

(4)廃食用油の回収実績 (単位:kg)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
本庁舎	1,106.7	1,267.3	1,389.9	1,353.0	1,777.0	1,912.0
松井田庁舎	713.5	806.3	884.4	1,497.0	1,785.0	1,685.0
クリーンセンター	189.8	230.4	252.7	232.0	410.0	509.0
公民館・生涯学習センター				526.0	505.0	566.5

(5)有価物集団回収実績

(単位:kg)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
新聞紙	574,320	355,040	353,080	359,575	290,185	255,605
雑誌・雑がみ	226,897	167,730	153,510	148,510	122,055	115,720
ダンボール紙	273,960	205,780	209,490	221,070	203,660	193,690
紙パック	4,090	3,325	3,130	3,055	3,075	2,640
繊維類	9,763	5,475	6,660	6,030	6,215	5,005
アルミ缶	8,010	5,331	5,329	5,635	4,863	4,818

(6)エコスポットの回収量

(単位:本)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
アルミ缶	2,479,625	2,631,074	2,596,214	2,569,624	2,476,348	2,373,286
スチール缶	506,161	488,017	455,166	376,073	335,545	293,328
ペットボトル	3,662,977	3,686,128	3,812,063	4,023,129	4,338,471	4,134,015

(7)碓氷川クリーンセンターにおけるごみのリサイクル量

(単位:t)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
鉄プレス	234	325	299	235	231	225	
アルミプレス	69	83	83	73	73	73	
ガラス	カレット(白)	55	53	41	35	36	25
	カレット(茶)	80	78	64	69	60	65
	カレット(他)	28	32	23	23	23	21
乾電池	20	21	18	19	20	18	
蛍光管・白熱電球	6	8	4	6	5	5	
処理困難	25	34	35	34	26	52	

(8)碓氷川クリーンセンターにおけるごみ処理量

(単位:t)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
可燃ごみ	17,381	17,536	17,253	17,125	16,255	15,769
不燃物	463	604	540	442	463	445
飲料缶	65	73	65	59	57	50
びん	340	331	298	310	276	274
不燃性粗大ごみ	103	109	102	92	126	143
可燃性粗大ごみ	323	453	484	482	502	573
使用済乾電池	18	18	15	18	14	14
蛍光管・白熱電球	6	6	5	5	4	4

(9)猫の不妊又は去勢に係る手術費補助金交付件数 (単位:件)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
不妊手術	36	35	34	60	84	101
去勢手術	78	79	77	84	59	63

(10)浄化槽補助金交付件数 (単位:件)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
5人槽	28	38	49	55	90	39
7人槽	10	26	30	23	47	12
10人槽	1	4	1	0	0	0

7 用語の解説

【1・2…行】

3Oby3O	2022年に採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」で、2030年グローバルターゲットの1つとして、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。
3R	<p>ごみ減量の行動理念である次の3つの頭文字(R)をとった活動のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リデュース (Reduce) : ごみを元から減らす …ごみになりそうなものは、買う量・使う量・売量とも減らしていく。 ・リユース (Reuse) : 繰り返し使用…使って不要になった製品や部品を繰り返し使う。 ・リサイクル (Recycle) : 再資源化…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用する。
5R	3Rにリフューズ (Refuse : すぐにごみとなるものを断る) とリスペクト (Respect : 価値を認める) の2つの頭文字を加えたごみ減量・資源化、資源循環の取組。

【A・B…行】

BOD	生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。単位はmg/lで表示され、数値が大きいほど水質の汚れは著しい。水質環境レベルの指標として環境基準に用いられる。
COP	気候変動枠組条約締約国会議 (COP : Conference of Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change) の略。1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP) が1995年から毎年開催されている。
FIT・FIP制度	FIT制度とは再生可能エネルギー (再エネ) 電気の固定価格買取制度のことで、政府が定めた一定の価格 (調達価格) で、一定の期間にわたって再エネ電気を必ず買い取ることを保証する制度。FIP制度は発電事業者が市場などに売った電気の価格に対して一定のプレミアム (補助金) を支払う制度。
HEMS	Home Energy Management System (ホームエネルギーマネジメントシステム) の略語で、「ヘムス」という。家で使う電気・ガス・水道を計測・集中管理して、エネルギー消費量の節約支援や行動を支援する仕組み。
ISO14001	国際標準化機構 (ISO : International Organization for Standardization) が定める組織が環境に配慮した活動を、継続的に推進する仕組み (環境マネジメントシステム) を定めた国際規格。
MaaS	Mobility as a Service の略で、自家用車以外の全ての交通手段による移動を1つのサービスとして、連続的な移動を提供する概念。

OECEM	Other Effective area-based Conservation Measures の略で、国立公園のように法的に設定される保護地域以外で、環境保全や生物多様性の維持に貢献している地域として認定されたエリア（主として企業や寺社、団体などの民間が所有管理）。
RCP8.5 シナリオ	RCP シナリオとは、代表濃度経路シナリオ（Representative Concentration Pathways）のことで、人間活動に伴う温室効果ガス等の大気中の濃度が、将来どの程度になるかを想定した「排出シナリオ」。RCP8.5 シナリオは、2100 年における温室効果ガス排出量の最大排出量（気温上昇が 1986～2005 年平均からの 2.6～4.8℃（平均 3.7℃）上昇）に相当するシナリオ。
ZEB	ゼブといい、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング（Net Zero Energy Building）の略称。自然エネルギーの積極的な活用や高効率設備等により、快適な室内環境を保ちながら省エネルギーに努め、一次エネルギー（天然ガスや石炭などの自然界から得られるエネルギー）の年間消費量が大幅に削減されている建築物。
ZEH	ゼッチといい、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略称。断熱性能を大幅に向上し、高効率な設備システムと再エネの導入により、年間の一時エネルギー消費量の収支をゼロにする住宅。
ZEB Ready 認証	国土交通省による ZEB の性能認証の一つ。温室効果ガス削減量や規模により ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の 4 段階があり、ZEB Ready は、同規模の標準的な建築物と比較し、50%以上削減となる建築物を指す。

【あ行】

ウェルビーイング	良い（Well）と状態（Being）からなる言葉「Well-being」で、精神・肉体の健康と社会的な健康を意味する概念。
雨水貯留槽	雨どいから雨水を取り込み、貯めるタンクで、植木の遣り水や庭の散水などに利用できる。
エコアクション21	環境省が策定した「環境活動評価プログラム」。事業者が自主的に環境保全活動に取り組んでいくための簡易プログラム。
エコカー	環境に配慮された自動車の総称で、日本では、低排出ガス認定と低燃費車とされ、税の優遇措置がある。
エコドライブ	環境にやさしい自動車の運転方法。主なものとして、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などがあり、運転者一人一人の心がけが大気汚染物質や燃料消費量の削減につながる。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガス。太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。

【か行】

カーシェアリング	会社などが保有する自動車を会員同士が好きなタイミングでシェア（共有）するサービス。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて実質ゼロにした状態。
外来種	ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を超えて生息又は生育することとなる生物。外来生物には、施体系を破壊してしまうものや、農林水産業人の生命・身体への著しい影響などを生じさせるものがある。
合併処理浄化槽	下水道未整備地域において、し尿のほか、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を合わせて処理する施設。し尿だけを処理する単独浄化槽と比べると、放流水の水質を向上させることができる。
環境基準	環境基本法に基づき設定される環境保全上の指標。人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい目標のこと。
環境GS（ぐんまスタンダード）	群馬県内の事業者が、温室効果ガスを持続的に削減するためPDC Aサイクル、いわゆる「環境マネジメントシステム」を整備し、これを組織的に運用することを支援するための制度。また、その取組を群馬県が認定・公表することで、地球温暖化防止に配慮した事業活動の普及を図ることを目的としている。
環境負荷	人間が環境に与える負担のことであり、単独では環境への悪影響を及ぼさなくとも、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義される。

環境保全型農業	家畜排泄物から生産されたたい肥などの活用により、土づくりや化学肥料・農薬の使用削減を実践する農業生産方式。
環境マネジメントシステム(EMS)	企業などが自主的に環境保全に関する取り組みを推進するにあたり、環境に関する方針、目的などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組み。
クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)	気候変動適応法に基づき市町村が指定し、冷房設備や退避設備を有し、熱中症アラート発令時に開放される施設。
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組を指す。
クリーンエネルギー	法令等による定義はなく、一般的には太陽光や風力、水力などの自然由来のエネルギーを指すことが多い。二酸化炭素等の排出がなく、環境負荷の少ない、環境を汚さない“きれいな”エネルギー。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。
グリーンコンシューマー	環境保護の観点から、通常の商品よりも高価であっても、環境に配慮した商品や省エネルギー製品などを積極的に購入・導入する消費者のこと。
グリーンツーリズム	農村漁村地域において休暇を過ごすことによって、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
クレジット	ここでは森林管理等による森林の成長に伴う温室効果ガスの吸収量・削減量を算定し、国がクレジットとして認定する制度を指す。クレジット購入者はその吸収量・削減量分を自分の排出量から差し引くことができる。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理をするために地方公共団体が管理する下水道。
建築協定	一定の区域内において、関係権利者全員の合意の下に、建設物の敷地、構造、用途、携帯や意匠に関する基準について行う協定。
生ごみ処理機	生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を微生物の働きによって発酵分離させ、土壌改良効果を持つ有機資質材(たい肥)とする容器や機器。
公害	環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義される。これらの公害を典型7公害と呼ぶ。
公害防止協定	地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する約束。住民団体が関与するものもある。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地。
コンパクト	コンパクトは「小型で中身が充実している」という意味があり、都市政策でいうコンパクトシティのことを指す。
【さ行】	
サーキュラーエコノミー	「循環経済」と訳す。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済(リニアエコノミー)のしくみから、再生可能資源の活用など資源循環利用が進められる社会経済活動のこと。
再生可能エネルギー	自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。
在来種 里山	動植物の品種のうち、ある地方の風土に適しその地方で古くから生育・生息している種。一般的に、市街地や集落周辺において林産物、有機肥料、薪炭の生産などに利用されてきた林。

自然共生サイト	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地など民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画を国が認定する制度で、認定された活動の実施区域。
省エネルギー	石油・ガス・電力など、事業活動や日常生活における資源・エネルギーを効率的に利用すること。
スマートムーブ	日常生活の様々な移動手段を工夫してCO ₂ 排出量削減と体を動かすことで健康や快適さにもつながる環境にやさしい移動手段を選択する取組。
スローモビリティ	時速 20km 未満で走行可能な電動車を利用した新しい交通手段。
生態系	ある地域に住むすべての生物同士や地形や地質、気象などの非生物との関係が、相互に不可欠なものとして結びついて機能している仕組み。
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。
世界遺産	世界遺産条約に基づいて作成される「世界遺産一覧表」に記載されている遺産のことで、建造物や遺跡などの「文化遺産」、自然地域などの「自然遺産」、文化と自然の両方の要素を兼ね備えた「複合遺産」の3種類がある。
ゼロカーボンシティ	2050年までにカーボンニュートラル実現を宣言した自治体。 <カーボンニュートラルの項参照>
卒FITシステム	再生可能エネルギーの固定価格買取制度（Feed in Tariff、通称FIT制度という。）による固定買取価格対象期間を終えた再生可能エネルギーシステムをいう。主に家庭用の10kw未満の交付期間は10年間、10kw以上は20年間と定められている。

【た行】

太陽光発電システム	自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式。太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する太陽光発電がある。
太陽熱利用温水器	集熱部と貯部が一体となっており、水道直結式で地上設置も出来る温水器。真空断熱により、集めた熱が外へ逃げにくい。
脱炭素社会	カーボンニュートラルが実現した社会。<カーボンニュートラルの項参照>
単独処理浄化槽	生活排水の処理において、水洗し尿のみを処理する浄化槽。し尿以外の台所排水や洗濯排水などの雑排水は、河川などにそのまま排出され、水質汚濁の原因となることから、し尿と雑排水を合わせて処理する合併式浄化槽が開発され、平成13年4月以降、浄化槽法では、単独式浄化槽の規定が削除され、新設のものは造られなくなった。
地区計画（制度）	都市計画法で定められている地区単位でつくる計画で、地区の特性にふさわしい街づくりを誘導するための制度。
地産地消	地域で生産されたもの（食品、農産物）を地域で消費すること。また、地域で必要とするものは地域で生産すること。
中山間地域等直接支払制度	中山間地域に位置する農村における農業生産性の向上や、農村集落の活性化、農地の耕作放棄の防止、農地が持つ多面的機能の保全などを目的とした取組活動などに対し、交付金を交付する制度。
低炭素型社会	地球温暖化の原因とされる温室効果ガスのうち二酸化炭素（CO ₂ ）の排出量が少ない社会。
デコ活	脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。環境省が進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。
デマンド交通	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。
天然記念物	学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）として文化財保護法（1950）に基づき指定されたもの。
道路アドプト制度（里親制度）	身近な生活道路（市道）の親代わりとなって、清掃や草刈などをボランティアで実施していく安中市の事業。市は、活動に必要な物品の支給（または貸与）、ボランティア活動保険の加入、活動団体名入りの掲示板の設置などを行う。
特定外来種	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「外来生物法」で指定された生物で、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含む。

【な行】

中山道	江戸を起点とする五街道の一つ。東海道とともに江戸から京都を結ぶ重要な街道のこと。安中市には板鼻・安中・松井田・坂本の4宿がある。
ネイチャーボジティブ	「自然再興」と訳される。自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくこと。
ネットワーク	Network：網状の組織のこと。いろいろなものが網状につながっている状況や概念。通信網やコンピュータネットワーク、交通網などのほか、人と人・組織とのつながりなどの社会的ネットワークなどがある。
ノーマイカーデー	特定の日や曜日を設定し、自動車の利用を自粛する取り組み。自動車交通量の総量を規制する方策の一つとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を図り実施される。
野焼き	一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業を指すが、廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することを指しており、この行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則的に禁止されている。

【は行】

パートナーシップ	共通の目標を達成するために、複数の個人や組織等が相互に信頼と尊重しあいながら、協力し合う関係。
バイオマス	語源は、生物 (bio) の量 (mass)。今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源 (化石燃料は除く) を意味することが多くなっている。
ビオトープ	生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間。
風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一種で、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などで、都市の風致を維持するために定められた地区。
フードドライブ	家庭でまだ食べられるのに捨てられてしまう食品を持ち寄って、必要とする人々に無償で提供する活動。
フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などが寄贈し、必要な施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。
不法投棄	ごみが、山林や河川敷などの定められた場所以外に廃棄されること。廃棄物の不法投棄は、環境破壊や不法投棄の防止や原状回復の課題となっている。
平地林	傾斜 15 度未満で、農耕地や住宅地など林野以外の土地利用と競合関係にある森林。

【ま行】

マイクロプラスチック	直径が 5mm 以下のプラスチック。
埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財 (主に遺跡といわれている場所)。埋蔵文化財の存在が知られている土地 (周知の埋蔵文化財包蔵地) は全国で約 46 万カ所あり、毎年 9 千件程度の発掘調査が行われている。
マイバッグ	消費者が買い物の際にレジ袋を辞退するために持参する袋。レジ袋の使用を削減することにより、ごみの減量や、原料となる石油資源の消費抑制につながることを期待されている。
緑の少年団活動	次代を担うこどもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体活動。

【や行】

屋敷林	気象環境の緩和や燃料・建築材の需給を目的として家屋の周りに設置された林。
有害化学物質	人の健康または動植物の生息・生育に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。

【ら行】

リスク (環境へのリスク、他)	人為活動によって生じた環境の汚染や変化 (環境負荷) が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性 (おそれ) のこと。またそうして引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性をリスクとして捉える観点もある。
緑地協定	土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。都市緑地法第 45 条、第 54 条により定められている。